

2 体育施設の敷地出入口から体育施設までの経路

体育施設には、スポーツをする人、観戦する人など様々な方が訪れます。このため、少なくとも敷地出入口から運動施設に至る経路のうち最も利用される経路を、誰もが安全かつ円滑に利用できる経路にすることが望まれます。

誰もが安全かつ円滑に利用できる経路の考え方

- ◇ 施設敷地の出入口および駐車場から主要な運動施設を結ぶ経路のうち、最も一般的に利用される経路を安全かつ円滑に利用できる経路とします。
- ◇ 運動施設を複数設ける場合は、各々の運動施設までの経路について、安全かつ円滑に利用できる経路を確保します。
- ◇ 安全かつ円滑に利用できる経路は、主要な運動施設へのアクセスに対して迂回路とならない設定とすることが望まれます。
- ◇ 歩行者用の出入口と駐車場がある場合は、それぞれ1つ以上の経路を安全かつ円滑に利用できる経路とすることが望まれます。
- ◇ 最も利用される経路以外の通路および広場についても、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、可能な限り安全かつ円滑に利用できるように配慮します。

(1) 体育施設の敷地出入口の基準

チェックポイント

- ① 通行の支障となる段差がないか
- ② 車いす使用者が通過しやすい幅となっているか
- ③ 車路と接する部分に注意喚起用の点状ブロックが敷設されているか
- ④ 誘導用の線状ブロックが敷設されているか
- ⑤ 施設全体の案内板が設置されているか
- ⑥ 手で触って情報がわかる、触知式の案内板が設置されているか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

出入口のうち1以上は、次に定める構造であること。

- (一) 幅員は、120センチメートル以上であること。
- (二) 表面は、滑りにくい仕上げであること。
- (三) 通行する際に支障となる段差が設けられていないこと。

【整備のポイント】

- ・ 車いす使用者が通過しやすいよう、十分な幅を確保しましょう。
- ・ 道路に近い危険な場所であるため、段差をなくし平らな面を確保しましょう。

【整備の手引き】

敷地出入口の幅

- ◎ 敷地の出入口の幅は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう **120cm 以上**確保します。
- 車止めのポール等を設ける場合は、車いす使用者が通過しやすいよう、車止めの間隔は90cm 以上を確保することが望まれます。

敷地内出入口の地面

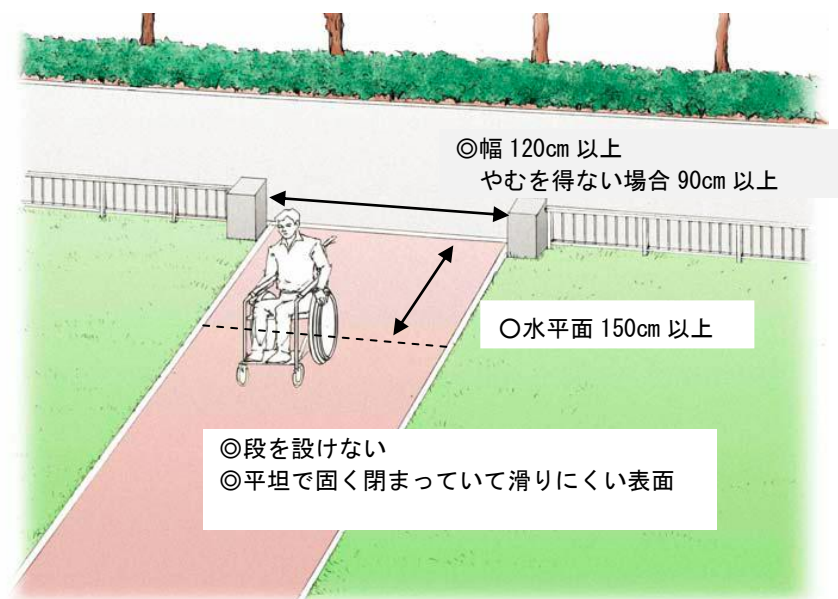
- ◎ 地面は、**固く、平らで、滑りにくい仕上げ**とします。
- 出入口には、車いす使用者が安全で円滑に出入りができるよう、150cm 以上の平らな面を確保することが望まれます。
- 車止めのポール等を設ける場合は、その前後 150cm 以上は平らな面を確保することが望まれます。
- ◎ 出入口を横断する排水溝の蓋は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵などが挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とします。
- 出入口が車道に面する場合には、危険であることがわかりづらい高齢者、障

害者等の注意喚起のため、「止まれ」のサインを表示するなど、出入口で止まることがわかりやすいような表示をすることが望まれます。

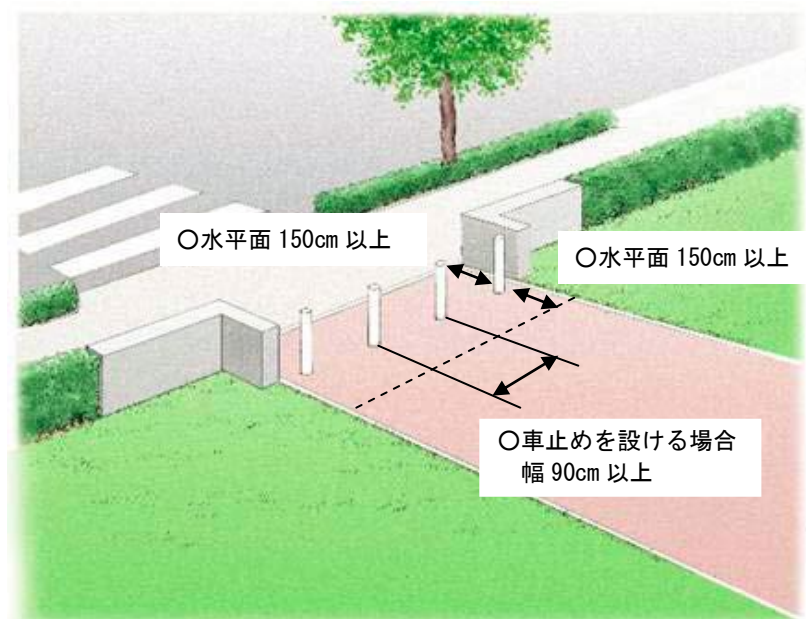
段差の禁止

- ◎敷地内出入口は、**通行の支障となる段差は設けない**ようにします。
- やむを得ず段差が生じてしまう場合は、段差解消のためのスロープを設けるなどして、車いす使用者等の通行の支障とならないよう配慮することが望まれます。

車止めを設けない場合



車止めのポール等を設ける場合



案内表示の設置

- 敷地出入口に施設全体がわかる案内板を設置することが望まれます。
- 案内板には、主要な運動施設や便所位置等をわかりやすく表示し、見やすい位置に掲示をすることが望まれます。案内表示の詳細は、62 ページ「案内表示」を参照してください。
- 視覚障害者でも情報が得られるよう、点字表示のある案内板を設置することが望まれます。また、人が通過すると音がなる誘導鈴を設置することも有効です。

視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

- ◎視覚障害者の移動に配慮して、視覚障害者誘導用ブロック等を設置します。
- ◎道路と接する部分には、注意喚起用の点状ブロックを設置します。
- 詳細は 65 ページ「視覚障害者誘導用設備等（点字ブロック等）」を参照してください。

(2) 敷地内通路の基準

チェックポイント

- ① 車いす使用者が通過しやすい幅、勾配となっているか
- ② 通行の支障となる段差がないか
- ③ 主な運動施設を結ぶ経路に誘導用ブロック等が最短距離で敷設されているか
- ④ 目的の運動施設まで誘導する案内が連続して表示されているか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

敷地内の通路は、次に掲げる基準に適合するものであること

- (一) 表面は、滑りにくい仕上げであること。
- (二) 段を設ける場合にあつては「階段」の項（一）から（五）までに定める階段の構造の準じたものであること。
- (三) 建物の出入口から道または車いす使用者用駐車区画に至る敷地内の通路のうちそれぞれ一以上は、次に定める構造であること。
 - (1) 幅員は、120センチメートル以上であること。
 - (2) 高低差がある場合にあつては、（五）に定める構造の傾斜路または車いす使用者用特殊構造昇降機が設けられていること。
 - (3) 敷地内の通路を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造のふたが設けられていること。
- (四) 直接地上に通じる各出入口から道に至る敷地内の通路（駐車施設に係るものを除く。）のうちそれぞれ一以上は、次に定める構造であること。
 - (1) 誘導用床材が敷設され、または音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置が設けられていること。
 - (2) 車路に接する部分および車路を横断する部分ならびに（五）に定める構造の

傾斜路の傾斜している部分および段の部分の上端付近には、注意喚起用床材が敷設されていること。

(五) 敷地内の通路に設けられる傾斜路は次に掲げる構造であること。

- (1) 幅は、120センチメートル以上（段を併設する場合にあっては90センチメートル以上）であること。
- (2) 勾配は12分の1（高低差が16センチメートル以下である場合にあっては、8分の1）を超えていないこと。
- (3) 高低差が75センチメートルを超える場合にあっては、75センチメートル以内の高低差ごとに踏幅が150センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。
- (4) 傾斜している部分には、手すりが設けられていること。
- (5) 傾斜している部分には、色等により傾斜していることが識別しやすいものであること。

【整備のポイント】

- ・敷地内の通路は、高齢者、障害者等が安心して移動できるよう、十分な幅を確保し、段差を設けないようにします。
- ・敷地内の通路の勾配は、高齢者や車いす使用者等に配慮して可能な限り緩やかにします。
- ・安全のため、通路やスロープの路面は、平坦で滑りにくいものとします。

【整備の手引き】

通路の幅

- ◎通路の幅は、車いすと人（横向き）がすれ違いできるよう、**120cm以上**とします。
- 車いす使用者同士が行き違いやすいよう、可能であれば180cm以上とします。
- 180cm以上確保できない場合であっても、通路の末端の付近および当該通路の50m以内ごとに、車いすが方向転換できる場所を確保するようにしましょう。車いす使用者同士が円滑にすれ違えるよう、車いすが方向転換できる場所が見える見通しを確保することが望まれます。
- 車いす使用者が回転およびすれ違いができる寸法として、180cm×180cm以上の広さを確保することが望まれます。

段差の禁止

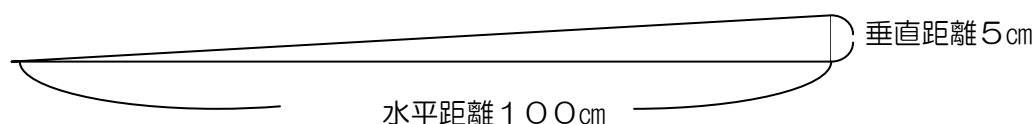
- ◎車いす使用者等の通行の支障となる**段差は設けない**ようにします。
- やむを得ず段差が生じる場合は、車いす使用者等の通行の支障にならないようスロープを設置し、段差が生じないようにすることが望まれます。

勾配

- ◎ 高齢者および車いす使用者等の通行に支障がないよう、**縦断勾配（進行方向の傾斜）は、5%以下**とします。
- 地形の状況等により 5%以下とすることが困難な場合があることから、特別な理由がある短い区間に限り、8%以下とすることが出来ます。
- 横断勾配（通路の横の傾き）は、車いす使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1%以下とし、排水の状況等、特別な理由がある場合のみ 2%以下とすることが望まれます。

$$\text{勾配 (\%)} = \frac{\text{垂直距離}}{\text{水平距離}} \times 100$$

5%の勾配の例



路面の仕上げ

- ◎ 通路の路面は、**固く、平らで、滑りにくい仕上げ**とします。
- 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮します。
- 進行方向をわかりやすくするため、照明を進行方向に合わせて設置することが有効です。
- ◎ 通路を横断する排水溝の蓋は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面にするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とします。

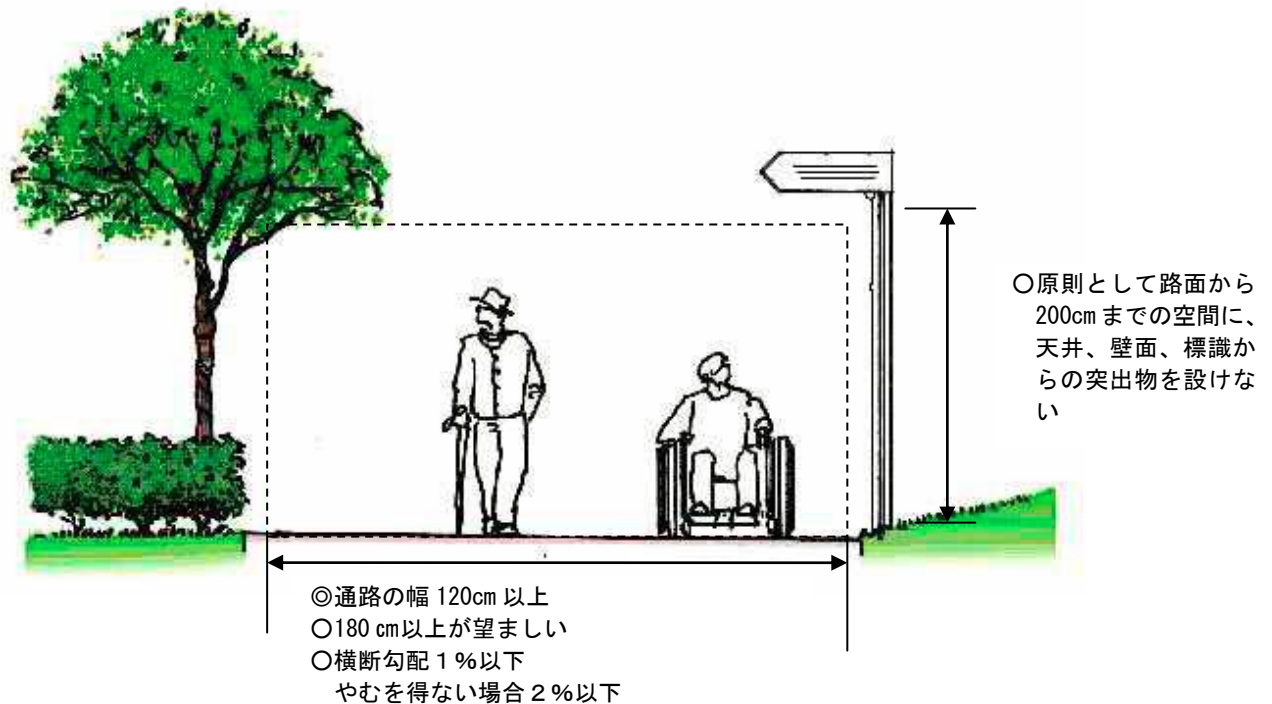
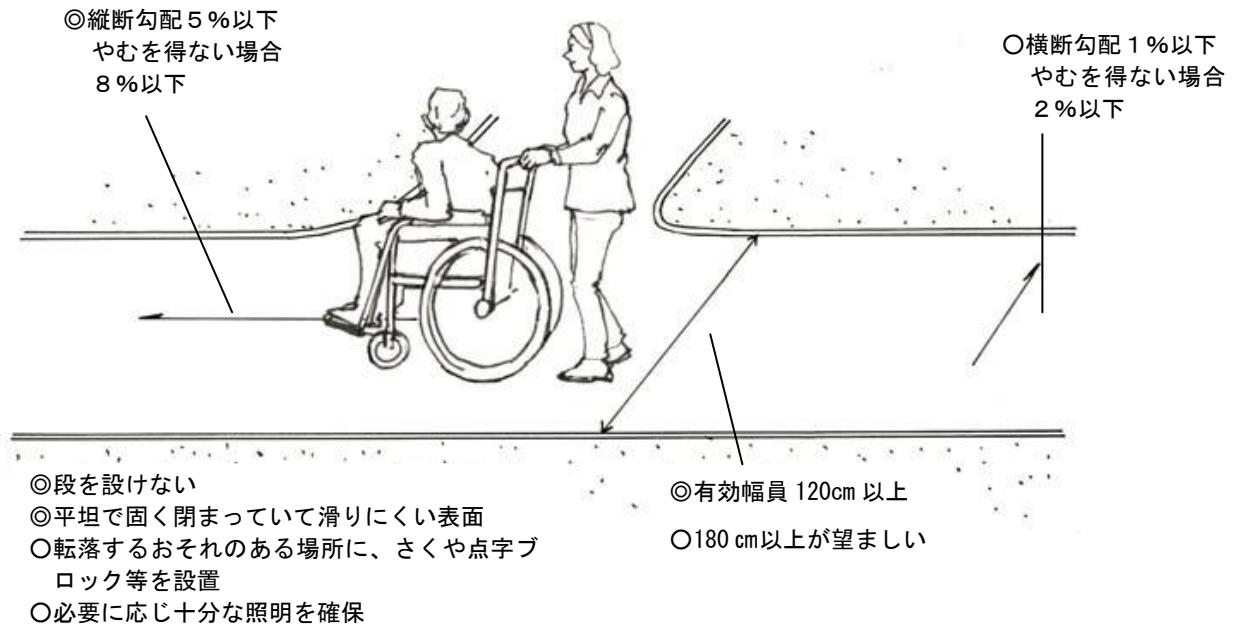
視覚障害者誘導用ブロック等の敷設

- ◎ 視覚障害者が移動しやすいよう、**誘導用の線状ブロック**を敷設します。または、音声により視覚障害者を誘導する装置を設けるようにします。
- ◎ 視覚障害者が安全に移動できるよう、車路に接する部分、車路を横断する部分、傾斜している部分および段の部分の上端付近には、**注意喚起用の点状ブロック**を敷設します。
- その他、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設については、65 ページ「視覚障害者誘導用設備等（点字ブロック等）」を参照してください。

空中突出物設置の配慮

- 路面から高さ 200 cm までの空間に**天井、壁面、標識からの突出物を設けない**

ようにすることが望めます。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が衝突してしまうことがないように、高さ 110cm 以上のさくを設置するなど、侵入を防ぐ工夫をしましょう。



(3) 敷地内通路に段を設ける場合の基準

【整備の手引き】

手すりの設置

- ◎ 階段には手すりを設置します、
- 手すりは階段の両側に連続して設置をすることが望まれます。
- 1段手すりとする場合は、地面から手すり中心までの高さを75cm～85cm程度とします。
- 2段手すりとする場合は、地面から手すり中心までの高さを、上段で85cm程度、下段で65cm程度とします。
- 手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とします。
- 手すりの端部には、行き先情報を点字で表示し、点字の内容を文字で併記します。点字は、はがれにくいものとします。

回り段の禁止

- ◎ 踏面の幅が一定でない**回り段やらせん階段は設置しない**ようにします。

床の仕上げ

- ◎ 階段の踏面は、**固く、平らで、滑りにくい仕上げ**とします。
- 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮します。

段の角（段鼻）

- ◎ 段の角部分は、**突き出しがないこと等、つまずかないような構造**とします。
- ◎ 段の角に設ける段鼻は、注意喚起のため、**踏面の色と異なる識別しやすい色**とします。

段の両端

- ◎ 階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう**立ち上がり部（小さな高さの段）**を設けます。ただし、側面が壁である場合は、足を踏み外すことはないのです、この限りではありません。
- ◎ 階段の登り口、降り口、踊り場には、**注意喚起のため点状ブロックを設置**します。
- 階段の幅は、歩行者同士が行き違いできるよう、120cm以上とすることが望まれます。
- 階段の登り口、降り口、踊り場には、長さ120cm以上の平らな面を設けることが望まれます。

(4) 敷地内にスロープを設置する場合の基準

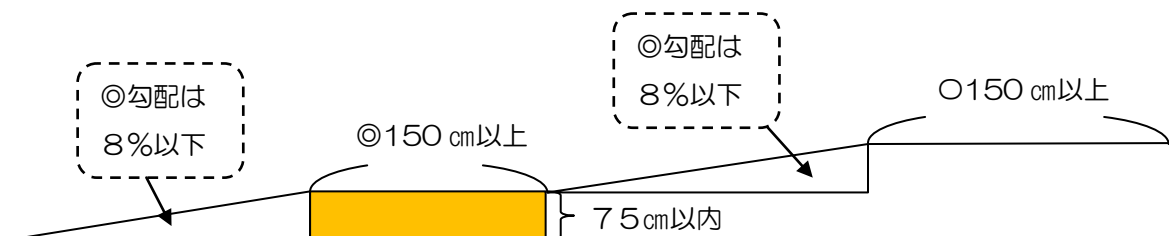
【整備の手引き】

スロープの幅

- ◎ スロープの幅は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう 120cm 以上とします。
- 車いす使用者同士のすれ違いを考慮すると、幅 180cm 以上とすることが望まれます。
- スロープと階段を併設する場合は、スロープの幅を 90cm 以上とすることができますが、120cm 以上確保することが望まれます。

スロープの勾配

- ◎ 車いす使用者等が通行できるよう、**縦断勾配（スロープの進行方向の傾斜）は、8%以下**とします。
- ◎ 横断勾配（スロープの横幅の傾き）は設けないようにします。
- ◎ スロープには、**高さ 75cm 以内ごとに長さ 150cm 以上の平らな部分**を設けます。
- スロープの登り口、降り口は、安全性に配慮し、150cm 程度の平らな部分を設けることが望まれます。



スロープの路面の仕上げ

- ◎ スロープの路面は、**固く、平らで、滑りにくい仕上げ**とします。
- 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮します。

手すりの設置

- ◎ スロープには手すりを設置します。
- 手すりはスロープの両側に連続して設置します。
- 1段手すりとする場合、地面から手すり中心までの高さを 75cm～85cm 程度とします。
- 2段手すりとする場合、地面から手すり中心までの高さを上段で 85cm 程度、下段で 65cm 程度とする。

- 手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とします。

スロープの両端

- ◎スロープの両端は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう**立ち上がり部（小さな高さの段）**を設けます。ただし、側面が壁面である場合は、足を踏み外すことはないのです、この限りではありません。

3 駐車場

チェックポイント

- ① 建物の出入口に近い位置に障害者対応駐車場が設置してあるか
- ② 障害者対応駐車場であることがわかりやすく表示してあるか
- ③ 敷地出入口から駐車場まで経路についても、障害者や高齢者が移動しやすい経路となっているか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

- (一) 利用者の用に供する駐車場（知事が認める特殊な装置のみを用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）を設ける場合にあっては、車いす使用者用駐車区画が一以上設けられていること。
- (二) (一) の車いす使用者用駐車区画は、次に定める基準に適合するものであること。
 - (1) 外部出入口に近接した場所に設けられていること。
 - (2) 幅は、350センチメートル以上であること。
 - (3) 車いす使用者用駐車区画である旨を見やすい方法により表示すること。
- (三) 外部出入口のそれぞれから（二）に定める基準に適合する車いす使用者用駐車区画に至る駐車場の通路は、「敷地内通路」の（一）から（三）までに定める構造であること。

【整備のポイント】

- ・施設の利用者数に応じて、車いす使用者用駐車区画の数を考慮しましょう。
- ・車いす使用者用駐車区画は、建物の出入口に到達しやすいところに設け、車いす使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保します。
- ・駐車場の範囲や駐車スペースの位置がわかる案内を表示しましょう。

【整備の手引き】

車いす使用者区画の配置

- ◎ 車いす使用者用駐車区画は、**建物の出入口までの経路ができる限り短くなる位置**に設けます。
- リフト付きバス等の、車いす使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保します。特に、後部ドア側のスペースを確保することが重要です。

車いす使用者区画の設置数

- ◎ 車いす使用者用駐車区画は1台以上設けます。
- 全駐車台数が200以下の場合、駐車台数に1/50を乗じて得た数以上とし、全駐車場台数が200を超える場合は当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に

2を加えた数以上の車いす使用者駐車区画を設けることが望まれます。

駐車場の規模（台）	必要数
～50	1
51～100	2
101～150	3
151～200	4
201～300	5

車いす使用者区画の構造

- ◎ 車いす使用者駐車区画の幅は **350cm 以上**とします。
- 奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望まれます。
- ◎ **駐車区画から通路までの間には、段を設けない**ようにします。
- ◎ 駐車区画の床は、滑りにくく平坦な仕上げとします。
- 駐車区画には、屋根またはひさしを設けることが望まれます。

車いす使用者駐車区画の表示

- ◎ 車いす使用者用駐車区画の床面には、**障害者優先の旨を表す国際シンボルマークを表示**します。
- 車いす使用者用駐車区画には、車いす使用者が乗り降りするためのスペースを確保し、そのスペースを白い斜線で表示することが望まれます。
- 駐車場の進入口には、車いす使用者駐車施設が設置されていることが分かる標識を設置することが望まれます。

経路

- ◎ **敷地や建物の出入口から車いす使用者駐車区画までの経路**についても、高齢者、障害者等が移動しやすいよう整備をします。
- 23 ページ「敷地内通路」を参照してください。

4 建築物の出入口

チェックポイント

- ① 出入口の戸の下枠の段はないか
- ② 戸は自動ドアまたは軽い引き戸となっているか
- ③ 車いす使用者が通過しやすい幅となっているか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

体育施設の出入口であって、直接地上又は駐車場に通じるもののうち、それぞれ1以上は、次に定める構造であること。

- (一) 幅は、80センチメートル以上であること。
- (二) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造の戸または車いす使用者が円滑に開閉して通過することができる構造の戸であること。
- (三) 床面には、通告の際に支障となる段差が設けられていないこと。

【整備のポイント】

- ・視覚障害者や高齢者の躓きの原因になる、または車いす使用者にとってのバリアになる戸の下枠の段をなくすことが重要です。
- ・主要な出入口には、施設に関する情報を表示した案内板を設置しましょう。

【整備の手引き】

寸法

- ◎ **出入口の幅は80cm以上**とします。
- 車いす使用者、杖使用者等の利便性を考慮すると、主要な出入口の幅は120cm以上、それ以外の出入口は90cm以上とすることが望まれます。
- 出入口の戸の前後には、150cm×150cm以上の平らな部分を確保することが望まれます。

戸の形式

- 開き戸よりも引き戸、また、手動式よりも自動式の戸のほうが、開閉しやすく、安全です。

自動式引き戸

- 開閉の速度は、素早く開き、ゆっくりと閉まるものが望まれます。
- 通過する人がドアに挟まれないように、ドア枠の左右に安全センサーを設置することが望まれます。
- 自動式の場合、非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望まれます。

手動式引き戸

- 手動の引き戸は、軽い力で動く、上から吊られている形式とすることが望まれます。また、車いす使用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けないようにします。

手動式開き戸

- 戸がゆっくりと閉まるよう作動するドアクローザーは、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ、操作の軽いものを設けることが望まれます。
- 開き戸には、プライバシー上問題のある場合を除き、危険防止のため、戸の反対側の様子がわかるような窓を設けることが望まれます。窓は、車いす使用者や子ども等が容易に利用できる高さ、位置とします。
- 戸の前後には、車いす使用者が開閉操作しやすく、通過しやすいように、突出した小さい壁と開閉スペースを設けることが望まれます。

回転戸

- 回転戸は設けないことが望まれます。もし設ける場合は、高齢者、障害者、児童等が使いやすい引き戸、開き戸を併設するなどの配慮をします。

設備・備品等

屋根・ひさし

- 建築物の出入口には、出入りの際、および自動車の乗降時に雨などがかからないようにするため、可能であれば屋根またはひさしを設けることが望まれます。

視覚障害者誘導用ブロック等

- ◎視覚障害者誘導用ブロック等は、原則として**出入口から受付カウンター等の案内場所まで連続して敷設**します。ただし、視覚障害者等が円滑に移動できる案内設備、音声案内、インターホンの呼出しで対応できる場合は、この限りではありません。
- 受付カウンターなどの案内場所の前、戸またはマット直前には点状ブロックを3枚程度敷設することが望まれます。
- その他 65 ページ「視覚障害者誘導用設備等（点字ブロック等）」を参照してください。

音による案内

- 視覚障害者の利用に配慮して、音による案内を設ける場合には、戸の直上に設置します。
- その他 66 ページ「情報伝達設備」を参照してください。

ガラス

- 無色透明のガラスは衝突の危険があるため、見やすい高さに横線や模様などで識別できるようにします。

玄関マット

- 玄関マットは、埋め込み式とし、車いすで動きにくいはけ状のものは使用しないこととします。また、杖先を引っかけたりしないよう、しっかりと端部を固定します。

ドアの取手

- 取手は、床から 90cm 程度の位置に設置します。
- 握りやすさ、使いやすさを考慮し、手動式引き戸では棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、ハンドルを軽く押したり引いたりするだけで開閉できるプッシュプルハンドル式のものとしします。

インターホン・案内板

- ◎ インターホンは、立位と車いす使用者両者が利用できる高さとしします。
- 聴覚障害者に配慮し、施設の利用案内が文字表示されていることが望まれます。

受付カウンター等

- 建築物の出入口に近い位置に受付カウンターやインターホン等を設け、従業員等が対応できるようにすることが望まれます。
- 非常時のための設備は、56 ページ「避難設備」を参照してください。

その他

- ◎ 出入口の床は、濡れても滑りにくい材質としします。
- ◎ 出入口は、段を設けないようにします。

5 廊下

チェックポイント

- ① 経路は複雑でないか
- ② 通路は適切な幅、勾配となっているか
- ③ 手すりは整備されているか
- ④ 視覚障害者誘導用ブロック等が敷設されているか
- ⑤ ロビーに施設全体の案内板が設置されているか
- ⑥ 通路に誘導サインが表示されているか
- ⑦ 照明設備の配慮があるか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

廊下等は、次に定める構造であること。

- (一) 表面は、滑りにくい仕上げであること。
- (二) 段を設ける場合にあつては、次項に定める階段の構造に準じたものであること。
- (三) 外部出入口のそれぞれから居室出入口に至る経路のうちそれぞれ一以上の経路にある廊下等（エレベーターを設ける場合にあつては、当該エレベーターの出入口に至る廊下等を含む。）にあつては、次に定める構造（床面積の合計が2000平方メートル未満の建築物の直接地上に通じる出入口がない階の廊下等にあつては、（1）および（4）に定める構造）であること。
 - (1) 幅は、内法が120センチメートル以上であること。
 - (2) 末端付近は、車いすの転回に支障がない構造であること。
 - (3) 区間が50メートルを超える場合にあつては、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる部分が設けられていること。
 - (4) 高低差がある場合にあつては、（四）に定める構造の傾斜路または車いす使用者用特殊構造昇降機（専ら車いす使用者の利用に供する昇降機をいう。以下同じ。）が設けられていること。
 - (5) 外部出入口、居室出入口および「エレベーター」の項（二）に定める構造のエレベーターの出入口ならびに車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路に接する部分は、水平であること。
- (四) 廊下等に設けられる傾斜路は、次に掲げる構造であること。
 - (1) 幅は、内法が120センチメートル以上（段を併設する場合にあつては、90センチメートル以上）であること。
 - (2) こう配は、1/12（高低差が16センチメートル以下である場合にあつては、1/8）を超えていないこと。
 - (3) 高低差が75センチメートルを超える場合にあつては、75センチメートル以内の高低差ごとに踏幅が150センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。
 - (4) 傾斜している部分には、手すりが設けられていること。
 - (5) 傾斜している部分は、色等により傾斜していることが識別しやすいものであること。
 - (6) 傾斜している部分の上端付近には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（色等により周囲の床材と識別しやすいものに限る。以下「注意喚起用床

- 材」という。)が敷設されていること。
- (五) 受付等を設ける場合にあっては、1の項に定める構造の直接地上に通じる出入口のうち一以上のものから受付等に至る廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(色等により周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)が敷設され、または音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置が設けられていること(常時勤務する者により当該出入口において視覚障害者を誘導できる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合を除く。)

【整備のポイント】

- ・利用者が目的の場所まで容易にたどり着けるように、施設内の各部屋等の配置や、案内標識などをわかりやすくすることが重要です。
- ・車いす使用者や杖使用者の通行や擦れ違いに支障のない十分な幅を確保します。
- ・床の段や壁の突出物などを設けないよう配慮します。

【整備の手引き】

通路の構造

- 主要な道筋の通路は、わかりやすい経路とし、ゆとりある幅、突出物のない壁等、誰にでも歩きやすい設計が望まれます。
- ◎廊下の幅は原則 **120cm 以上**とし、車いす使用者が方向転換できるよう、**50m 以内ごとに 140cm×140cm 以上のスペース**を設けます。
- 車いす使用者等の利便性を考慮し、廊下の幅は 180cm 以上とすることが望まれます。
- ◎床に**段がある場合は、スロープを設けます**。
- スロープの構造は 28 ページ「敷地内にスロープを設置する場合の基準」を参照してください。

設備・備品等

手すり

- 手すりを設置については、58 ページ「手すり」参照してください。

廊下の壁

- 廊下が屈曲している部分においては、視野を少しでも広げ、利用者同士の衝突の危険を防止したり車いす使用者の転回を容易にするため、コーナーミラー等を設けたり、曲り角の出隅を落とす(面取り、隅とり)等の配慮をします。
- やむを得ず床からの高さが 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮して、突出している部分を 10cm 以下とします。

照明

- 通路の照明は、むらのない、通行に支障のない明るさとすることが望まれます。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設置するよう配慮しましょう。

ガラス

- 衝突の恐れのある箇所には、安全なガラスを用いるようにします

防災戸

- ◎ 防災戸には段を設けないこととします。
- ◎ シャッター式の防災戸は車いす使用者等の安全に十分に配慮した製品を利用します。
- 防災戸は一目見てわかる配置・デザインとすることが望まれます。

床の仕上げ

- ◎ **滑りにくく**、転倒に対して衝撃の少ない材質とします。
- スロープの床面には、滑り止めの加工を施すことが望まれます。

目的場所への誘導

- 視覚障害者誘導用ブロックを、主要な経路に敷設することが望まれます。
- 視覚障害者が建物の目的場所に迷わず安全にたどり着けるよう、手すり、点字による案内板、音声による誘導設備等の設置に配慮しましょう。
- 施設の用途や視覚障害者の利用に配慮して、手すりの端部、廊下の曲り角の部分などには、現在位置および誘導内容等を点字で表示することが望まれます。
- 各居室の出入口は、高齢者・障害者等が支障なく利用できると同時に、居室の名称等を分かりやすく表示します。
- その他 62 ページ「案内表示」を参照してください。

6 階段

チェックポイント

- ① 階段の両側に手すりが設置されているか
- ② 階段の踏み面は識別しやすい色となっているか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

利用者の用に供する階段であって直接地上に通じる出入口がない階に通じるものは、次に定める構造であること。

- (一) 手すりが設けられていること。
- (二) 回り段が設けられていないこと。
- (三) 表面は、滑りにくい仕上げであること。
- (四) 段の踏面は、色等により段であることが識別しやすいものであること。
- (五) つまずきにくい構造であること。
- (六) 段の部分の上端付近には、注意喚起用床材が敷設されていること。

【整備のポイント】

- ・階段は、障害者や高齢者にとって移動の負担が大きく、危険性も高い場所であるため、転落防止等の安全確保に配慮することが重要です。

【整備の手引き】

手すりの設置

- 手すりは階段の両側に連続して設置することが望まれます。
- 1段手すりとする場合、地面から手すり中心までの高さを75cm～85cm程度とします。
- 2段手すりとする場合、地面から手すり中心までの高さを上段で85cm程度、下段で65cm程度とします。
- 手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とすることが望まれます。
- 手すりの材質は、木材など、気温が低い場合でも冷たさを感じにくい材質にする等の配慮をします。

点字の表示

- 手すりの先端には、行き先情報を点字で表示し、点字の内容を文字で併記します。
- 点字は、はがれにくいものとします。

回り段の禁止

- ◎ 踏面の幅が一定でない**回り段やらせん階段は、設置しない**ようにします。

床の仕上げ

- ◎階段の踏面は、**固く、平らで、滑りにくい仕上げ**とします。
- 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮します。

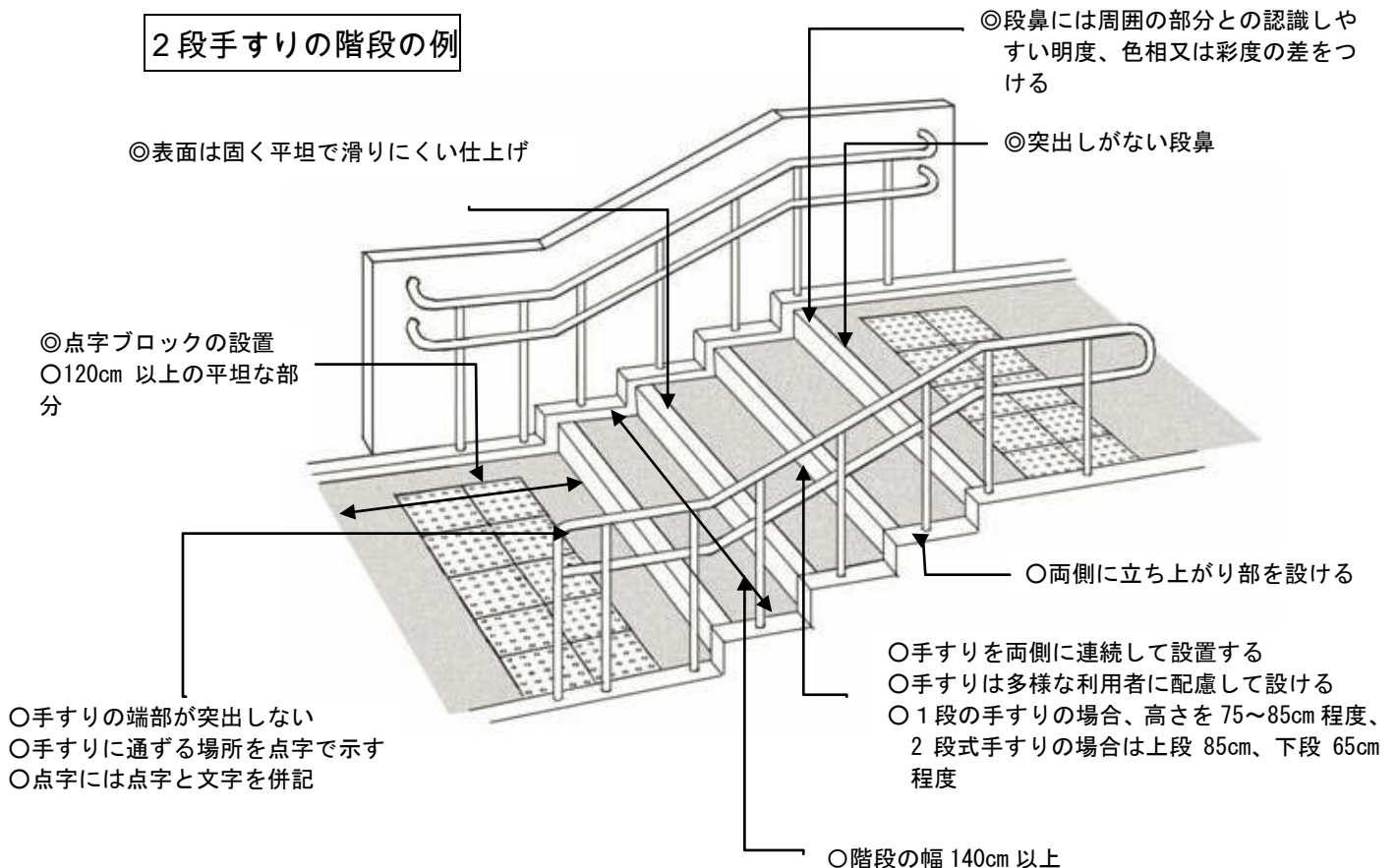
段の角（段鼻）

- ◎段の角部分は、**突き出しがないこと等、つまづかないような構造**とします。
- ◎段の角に設ける段鼻は、注意喚起のため、**踏面の色と異なる識別しやすい色**とします。

階段の両端

- 階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう階段の端を5cm以上立ち上げることが望まれます。ただし、側面が壁である場合は、足を踏み外すことはないため、この限りではありません。
- ◎階段の登り口、降り口、踊り場には、**注意喚起のため点状ブロックを設置**します。
- 階段の幅は、杖使用者等が円滑に上り下りできるよう、140cm以上とすることが望まれます。
- 階段の登り口、降り口、踊り場には、長さ120cm以上の平らな面を設けることが望まれます。

2段手すりの階段の例



7 エレベーター

チェックポイント

- ① かごは車いす使用者が利用しやすい形状、大きさのかごとなっているか
- ② 操作盤は車いす使用者や視覚障害者が利用しやすいものとなっているか
- ③ ガラス窓が設置されているか
- ④ 非常時に備え、緩やかなスロープが設置されているか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

- 一 地上階以外の利用階を有する施設であって、床面積の合計が2,000平方メートル以上のものにはエレベーターを1以上設置すること
- 二 エレベーターは次に定める構造であること。
 - (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上であること。
 - (2) エレベーターのかご（以下単に「かご」という。）の床面積は、1.83平方メートル以上であること。
 - (3) かごの奥行きは、135センチメートル以上であること。
 - (4) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものであること。
 - (5) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置およびかごの現在位置を表示する装置が設けられていること。
 - (6) かご内には、かごが停止した階および出入口の戸が閉じることを音声により知らせる装置が設けられていること。
 - (7) かご内に設けられる制御装置は、その1以上が車いす使用者の利用しやすい位置にあること。
 - (8) かご内の、車いす使用者の利用しやすい位置にある制御装置以外の制御装置のうち1以上は、その操作および階について点字により表示されていること。
 - (9) かご内には、手すりが設けられていること。
 - (10) かご内には、出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡が設けられていること。
- 三 エレベーターの乗降ロビーは、次に定める構造であること。
 - (1) 幅および奥行きは、それぞれ150センチメートル以上であること。
 - (2) 制御装置は、その1以上が車いす使用者の利用しやすい位置にあること。
 - (3) 車いす使用者の利用しやすい位置にある制御装置以外の制御装置のうち1以上は、その操作および階について点字により表示されていること。
 - (4) 到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられていること（かご内に、出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合を除く。）。

【整備のポイント】

- ・エレベーターを設ける場合は、誰もが利用しやすいように、建物の中でなるべくわかりやすい位置に設け、建物全体の案内図に示すことが重要です。
- ・適切な形状、大きさのかごを整備します。
- ・操作盤の点字表示、音声、文字等による案内を設置します。

【整備の手引き】

寸法

- ◎エレベーターの**出入口の幅は 80cm 以上**とします。車いす使用者の利便性を配慮すると 90cm 以上とすることが望まれます。
- ◎**乗降ロビーの広さは、150cm×150cm 以上**とすることが望まれます。車いす使用者の利便性を考慮すると、180cm×180cm 以上確保することが望まれます。

設備・備品等

乗降ロビーの乗場ボタン・表示等

- ◎視覚障害者の利用に配慮して、**乗場ボタンには点字表示をします**。点字表示は、基本的にボタンの左側に設置することが望まれます。
- 点字表示を乗場ボタンに設ける場合は、基本的に立位で使用する乗り場ボタンに設けます。
- 乗降ロビーに、車いす使用者が操作しやすい専用乗場ボタン（当該ボタンをおすことにより戸の開放時間な通常より長くなる機能を有するもの）を設置するとよいでしょう。設置位置は床からの高さ 100cm 程度とします。
- タッチセンサー式のボタンは視覚障害者には押したかどうかがわかりにくく、誤って押す可能性もあるため、望ましくありません。
- ◎視覚障害者は、エレベーターが到着しても上りか下りかわからないため、かごが到着して戸が開いたときに、**音声により上り・下りを案内**するようにします。
- 聴覚障害者の利用に配慮して、乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けるとよいでしょう。

鏡の設置

- ◎車いす使用者の利用に配慮して、かごの中で方向転換しなくても、戸の開閉状況が確認できるよう、かご入口正面の壁面に、**出入口状況位確認用の床上 40cm から 50cm 程度まである鏡**（ステンレス製または安全ガラス等）を設けます。
- 鏡の形状と設置位置は、車いす使用者が後ろ向きで出るときでも、出入口回りの人や床が見やすいものとなるよう考慮します。

手すりの設置

- 手すりは、両側面の壁および正面壁に設け、握りやすい形状とします。
- 取り付ける高さは床から 75～85cm 程度とします。
- その他 58 ページ「手すり」を参照してください。

車いす使用者対応の操作盤の設置

- ◎エレベーターのかご内には、**車いす使用者対応の操作盤を1つ以上設けます。**
- 車いす使用者はかご内で方向転換するのが難しい場合があるため、かご中央あたりの左右の壁に車いす使用者対応の主操作盤、副操作盤を設けることが望まれます。
- 設置位置は、車いす使用者の手の届く範囲を考慮し、床から100cm程度の高さに設置することが望まれます。また、極端にかごの奥や手前に設けないようにします。
- 主、副操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を設けるとよいでしょう。戸が開いている時間は10秒程度が望ましいです。
- 主操作盤にはインターホンを設けることが望まれます。

操作盤における視覚障害者への配慮

- ◎かご内での立位で使用する操作盤の**各ボタンに点字表示**をします。
- タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、望ましくありません。
- 操作盤の取り付け位置、配列、ボタンの形状、使い方などを統一すると利用者にとってわかりやすいです。
- ボタンに階数を浮き彫り表示する等の工夫をすることが望まれます。
- ボタンはボタン部分と周辺部分とのコントラストを十分に確保します。

乗降者を探知する装置

- かごの出入口には光電式、静電式または超音波式等で乗客を検知し、戸閉を制御する装置を設けることが望まれます。

段差およびすきま

- かごの床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、すきまは、車いすのキャスタが落ちないように、3cm程度以下とすることが望まれます。

音声案内装置

- ◎視覚障害者の利用に配慮して、かご内にかごの到着階やドアの閉鎖等を知らせる音による案内を設けます。

表示装置等

- ◎かご内にかごが**停止する予定の階数およびかごの現在位置を表示**する装置を設けます。
- かご内には、聴覚障害者等の利用に配慮して緊急時等に情報提供を行う表示

装置等を設置することが望めます。

- 聴覚障害等に配慮し、緊急時のかご内を外部に表示することができるかご内モニターを設けるとよいでしょう。

エレベーターの出入口戸

- エレベーターの出入口に、床上 50cm 程度まであるガラス窓を設けることが望めます。

定員超過を知らせる装置

- 定員超過の際のブザーによる報知ではわかりにくい利用者もいるため、定員超過の視覚的表示および自動放送装置による案内をする装置を設置することが望めます。
- 聴覚障害者が、定員超過であることを確認できるように、かごの室出入口の枠、もしくはかご正面壁などに見やすい位置に定員超過を知らせる表示灯を設けることが望めます。

エレベーターまでの誘導

- 誘導用の線状ブロックは乗降ボタンに誘導し、乗場ボタンの位置に注意喚起用の点状ブロックを敷設することが望めます。

乗降ロビーの位置

- エレベーター付近に階段もしくは段を設ける場合には、車いす使用者等の転落防止柵を講じるなど、配置に十分考慮しましょう。

8 トイレ

チェックポイント

【障害者対応トイレ・一般トイレ共通】

- ① 通行の支障となる段差がないか
- ② 便房の数は適切か

【障害者対応トイレ】

- ① 車いす使用者が通過しやすい幅となっているか
- ② 車いす使用者が利用しやすい広さとなっているか
- ③ 手すりが連続して設置されているか
- ④ 洗面器は車いす使用者に対応した寸法となっているか
- ⑤ オストメイト設備や非常通報ボタンが設置されているか

【一般トイレ】

- ① 男女別入口の音声案内があるか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

- 一 便所を設ける場合にあつては、その1以上（男子用および女子用の区分がある時はそれぞれ1以上）は次に定める構造であること。
 - (1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が設けられている便房（以下「車いす使用者用便房」）があること。
 - (2) 出入口（車いす使用者用便房の出入口を含む。以下この項において同じ。）の幅は80センチメートル以上であること。
 - (3) 出入口に戸を設ける場合にあつては、車いす使用者が円滑に開閉して通過することができる構造の戸であること。
- 二 一に定める構造の便所に洗面所を設ける場合にあつては、その1以上は、次に定める構造であること。
 - (1) 水洗器具は、レバー式、光感知式などによりその操作が容易なものであること。
 - (2) 1以上の洗面所は、車いす使用者の利用に配慮した高さであつて、その下部に車いす使用者の利用に支障のない空間が設けられているものであること。
 - (3) 1以上の洗面器の周囲には、手すりが設けられていること。
- 三 便所に男子用小便器を設ける場合にあつては、その1以上は床置き式であつて両側に手すりが設けられたものであること。

【整備のポイント】

- ・トイレは、利用者がわかりやすい位置に設けるとともに、誰でも利用しやすい構造とする必要があります。
- ・男女トイレそれぞれに障害者対応トイレを設置しましょう。
- ・施設の利用者数に応じてトイレの設置数を考慮しましょう。

(1) 障害者対応トイレ

【整備の手引き】

設置数

- ◎ 少なくとも **1つ以上**の車いす使用者用便房（**男女の別がある時はそれぞれ1つ以上**）を設けます。
- 当該階に設けられる便房の総数が 200 以下の場合にあっては、少なくとも、その総数の 2%以上、200 を超える場合にあってはその総数の 1%に 2 を加えた数以上の車いす使用者用便房を設けることが望まれます。
- ◎ 障害者対応トイレのうち、少なくとも 1つ以上は、**オストメイト対応のトイレ**を整備します。

配置

- 車いす使用者用便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、一般のトイレと一体もしくはその出入口の近くに設けることが望まれます。

広さ

- ◎ 便房は、車いす使用者が容易に利用できるように、車いすの回転スペースの確保や介助者が同伴できるようなスペースを確保します。
- 便房全体の標準的寸法は以下の通りとすることが望まれます。

標準的な寸法：200cm×200cm 程度

改築などにより建築計画上制約がある場合：200～160cm×200cm 程度

出入口・通路

- ◎ トイレおよび便房の出入口および通路は**段差をなくし、80cm 以上の幅を確保し**、可能であれば 90 cm以上とします。
- ◎ 出入口前には車いすが転回できる空間（140cm×140cm）を設けます。

トイレの戸

- 車いす使用者が利用しやすいよう、**引き戸**とすることが望まれます。
- 可能であれば**自動式引き戸**とします。
- 戸の取手は握りやすく、施錠は操作のしやすいものとします。緊急の場合は外部からも解錠できるものが望まれます。

設備・備品

- ◎ 車いすから便座への移乗を容易にするために手すりを設置し、紙巻器、呼出しボタン等が便座からおよび車いすに座ったまま手の届く範囲に設置しま

す。

手すり

- ◎ 便器の両側に水平、垂直にしっかりと取り付けます。
- ◎ 水平な手すりは、基本的に、便器の側面、高さ 65～70cm 程度の位置に取り付ける等の配慮をします
- ◎ 手すりの設置位置に対し、便器洗浄ボタン、紙巻器等が使用しやすいように配慮します。

紙巻器

- 便座および車いすに腰掛けたまま利用できる位置に設け、できるだけ両側に設置をします。

便器洗浄ボタン

- 便器に座ったまま操作しやすいものとするのが望まれます。
- 視覚障害者に配慮して、なるべく押しボタン式もしくは靴べら式の洗浄レバー等わかりやすく誤作動しにくいものとします。

洗面所

- ◎ 洗面器の水栓は、**レバー式、光感知式等、操作の容易なもの**とします。
- ◎ 車いす使用者が利用できるよう**洗面器の下部に車いすで膝が入るスペース**を確保します。洗面器の下に、床上 60cm 程度までのスペースを確保し、洗面器の標準的高さを 80cm 以下とします。
- ◎ 車いす使用者等に配慮し、洗面器の周囲には手すりを設けます。
- 吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置（洗面器の手前縁から 30～33cm 程度）に設けることが望まれます。
- 鏡を設置する場合は、洗面器の上端から上方へ 100cm 以上の高さで設置することが望まれます。

表示

- ◎ 障害者、高齢者等を誘導するために、建物内の案内板に障害者対応トイレの位置を表示します。
- トイレの場所、男女の別、機能を、大きくわかりやすく表示し、必要に応じて音声による誘導を行います。

(2)一般トイレ

【整備の手引き】

トイレの配置等

- 同一建物内においては、可能な限りトイレの位置・男女の位置を統一すると

わかりやすいです。

- トイレ内部の配置を、出入口付近の外部に表示することが望めます。

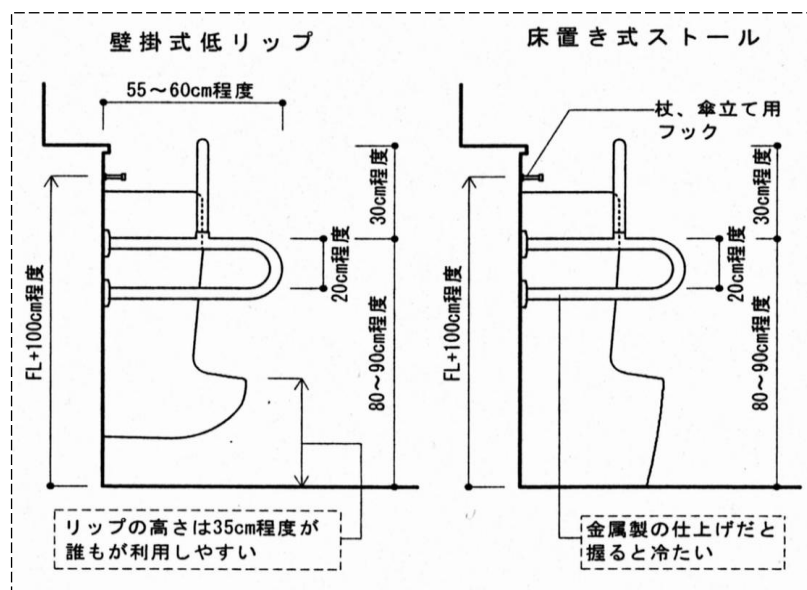
寸法

- 車いす使用者用便房以外の便房の出入口の幅は65cm以上確保することが望めます。
- さらに、車いす使用者も通過可能なように出入口の幅は80cm以上とし、トイレ内通路には、車いすの転回スペースを確保することが望めます。
- 車いす使用者用便房以外の便房も、車いすで使用可能なゆとりのある広さのものとし、手すりを設け、出入口の有効幅員を80cm以上とすることで、利用できる人が増え、より使いやすくなります。

設備・備品等

男子用小便器

- ◎ トイレの出入口から最も近い小便器は、**床置き式ストールまたは低リップの壁掛け式**とします。
- ◎ 受け口の高さが**35cm以下**のものとしてします。
- ◎ 1つ以上の小便器には**両側に手すり**を設置します。



大便器

- トイレには、1つ以上の腰掛け便座および手すりを設けることが望めます。
- 和式の便座についても、同様に手すりを設けることが望めます。

洗面所

- ◎ 洗面器は壁にしっかりと取り付け、**1つ以上の洗面器には手すり等**を設け、寄りかけられる等の配慮をします。

- ◎洗面器の水栓は、**レバー式、光感知式等操作しやすいもの**とします。
- ◎1つ以上の洗面器は、車いす使用者の利用に配慮し、洗面器の下に**車いすで膝が入るスペース**を設けます。
- 吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置（洗面器の手前縁から30～33cm程度）に設けることが望まれます。
- 洗面所の鏡は、車いす使用者の利用に配慮して、洗面器上端から上方へ100cm以上の高さで設置することが望まれます。
- 手荷物棚を設けるとよいでしょう。

便器洗浄ボタン等（腰掛け便座の便房）

- 便器洗浄ボタン、紙巻器は、便器に腰掛けたまま操作がしやすいものとする
ことが望まれます。
- 洗浄ボタン、紙巻器等の位置が規格化されると便利です。同一建物内において、なるべく同じ配置、同じ部品を使用しましょう。
- 視覚障害者に配慮して、なるべく押しボタン式もしくは靴べら式の洗浄レバー等わかりやすく誤作動しにくいものとします。

トイレの戸

- 聴覚障害者の利用に配慮し、便房の戸には、使用中かどうか容易にわかる施錠を設置しましょう。
- 車いす使用者でも利用しやすいよう、引き戸、外開き戸等とすることが望まれます。
- 使用時以外は開いているタイプとすることが望まれます。

非常通報

- 聴覚障害者が便房でも非常通報の情報が分かるように、光で視覚的に非常を知らせるフラッシュライト等を設けることが望まれます。

照明

- 十分な明るさを確保することが望まれます。

トイレの床

- ◎**トイレの床は段を設けないように**します。
- 床面は濡れても滑りにくい材質とすることが望まれます。

案内表示の設置

- ◎建物内の経路に、トイレがどこにあるのかすぐわかるよう案内表示をします。
- ◎視覚障害者の利用に配慮して建物全体を案内する**点字等による案内板等に、トイレの位置および男女の別を表示**します。
- トイレの出入口には点字等による表示を行うことが望まれます。

9 更衣室・シャワー室

チェックポイント

- ① 出入口や室内等一連の動作スペースに段差がないか、車いすで通過しやすい幅となっているか
- ② 手すりが連続的に設置されているか
- ③ シャワー室は車いすで利用できる広さとなっているか
- ④ 水栓器具は操作しやすいものとなっているか
- ⑤ ベンチやロッカーは利用しやすいものとなっているか

<福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準より関係箇所を抜粋>

- 一 更衣室・シャワー室の出入口のうちそれぞれ1以上は、次に定める構造であること。
 - (一) 幅は80センチメートル以上であること。
 - (二) 床面には、通行の際に支障となる段差が設けられていないこと。
- 二 シャワー室は、その1以上（男子用および女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1以上）は、次に定める構造であること。
 - (一) 手すりが設けられていること。
 - (二) 1以上の水栓器具は、レバー式、光感知式等によりその操作が容易なものであること。

【整備のポイント】

- ・ 車いす使用者が利用しやすいよう、出入口の幅および室内スペースを確保し、出入口、脱衣・洗面所、シャワー室の段を解消しましょう。
- ・ シャワー室の周囲には安全確保（転倒防止）、立ち上がり補助（身体支持）、移動補助に配慮し、手すりを設けます。
- ・ 水栓器具は、シャワー室での動作の障害にならない位置に設置し、操作しやすいものを考慮しましょう。

【整備の手引き】

出入口

- ◎ **幅は80cm以上**とし、**段差を設けない**ようにします。
- 出入口前後に車いす使用者が直進でき、方向転換できるスペース（140cm×140cm）を設けることが望ましい。
- ◎ 更衣室・シャワー室まで支障なく移動できるよう**段を設けない**ようにします。

シャワー室の寸法

- シャワー室室内で車いすが転回できるスペース（直径150cm以上の円）を確保することが望まれます。

設備・備品等

手すり

- ◎シャワー室室内およびシャワー室周囲に手すりを取り付け、必要に応じ連続して設置します。
- 手すりは水平および垂直に取り付けることが望まれます。
- その他 58 ページ「手すり」を参照してください。

水栓器具

- ◎水栓器具は、**レバー式等の操作のしやすいもの**とします。
- サーモスタット（自動温度調節器）のついた水栓には、適温の箇所に認知しやすい印等をつけるとわかりやすいです。

シャワー

- シャワーは可動式とし、シャワーヘッドは、上下2箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けるようにするか、垂直に取り付けたバーに沿ってスライドして高さを調節できるものとし、座ったままでも使用できるようにすることが望まれます。

緊急通報ボタン

- 分かりやすい位置に緊急通報ボタンを設置しましょう。

収納棚

- 車いすでの使用に適する高さおよび位置に設置しましょう。

下端：30cm 程度 上端；150cm 程度 奥行き：60cm 程度

- 下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保するとよいでしょう。

脱衣・洗面所の設備

- 着替えの際には、ベンチ等の上に横になる必要のある場合もあるため、大型の脱衣ベンチを設置するとよいでしょう。

- ・大型ベンチの寸法
高さ：40～45cm 程度 幅；180cm 程度 奥行き：60cm 程度
- ・上体の寄り掛かるヘッドボードをつける。
- ・表面仕上げはクッション材付きとする。

- 洗面設備を設ける場合は、44 ページ「トイレ」の洗面所箇所を参照してください。

床（更衣室・シャワー室共通）

- 床は、濡れても滑りににくく、かつ転倒時や床をいざって移動する場合を考慮し、体を傷つけないような材質を考慮します。
- できる限り床マットを装備します。

10 競技場（屋内競技場・陸上競技場）

チェックポイント

- ① 出入口は車いす使用者が通過しやすい幅となっているか、段差はないか
- ② 出入口の戸は自動ドアまたは軽い引き戸となっているか
- ③ 車いす用観客席が設置されているか
- ④ 車いす用観客席までの経路に段差はないか、幅は十分にあるか
- ⑤ 観客席の通路に手すりが設置されているか
- ⑥ トイレの案内が表示されているか
- ⑦ 磁気ループの設置や音による案内があるか
- ⑧ 競技場が2階以上の階数に設けられている場合、エレベーターが設置されているか

【整備のポイント】

- ・競技場の出入口は、他の出入口と同様に、車いす使用者が通過しやすいよう配慮します。
- ・競技場など多くの人が集まる場所では、場内放送が聞き取りにくい可能性があるため、磁気ループ等の案内設備を整えることが重要です。

【整備の手引き】

出入口の寸法

- ◎ 出入口の幅は、**原則として80cm以上**とします。
- 車いす使用者や杖使用者等の利便性を考慮し、可能な限り、主要な出入口の幅は120cm以上とし、それ以外の出入口は90cm以上とします。
- バスケット用車いすの幅員は80cm以上あることを考慮し、屋内競技場の主な出入口の幅は、120cm以上とすることが望まれます。
- 出入口の戸の前後には、150cm×150cm以上の平らな面を確保することが望まれます。

戸の形式

- 開き戸よりも引き戸、また、手動式よりも自動式の戸のほうが、開閉しやすく安全です。

自動式引き戸

- 開閉の速度は、素早く開き、ゆっくりと閉まるものが望まれます。
- 通過する人がドアに挟まれないように、ドア枠の左右に安全センサーを設置することが望まれます。
- 自動式の場合、非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望まれます。

手動式引き戸

- 手動の引き戸は、軽い力で動く、上から吊られている形式とすることが望まれます。また、車いす使用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けないようにします。

手動式開き戸

- 戸がゆっくりと閉まるよう作動するドアクローザーは、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ、操作の軽いものを設けることが望まれます。
- 開き戸には、プライバシー上問題のある場合を除き、危険防止のため、戸の反対側の様子がわかるような窓を設けることが望まれます。窓は、車いす使用者や子ども等が容易に利用できる高さ、位置とします。
- 戸の前後には、車いす使用者が開閉操作しやすく、通過しやすいように、突出した小さい壁と開閉スペースを設けることが望まれます。

設備・備品等

磁気ループ（聴覚障害者用集団補聴装置）

- 磁気ループとは、大きい会場などで音声を正確に聞き取ることが困難な場合に有効な、磁気誘導の無線装置のことをいいます。磁気ループ等の設置により、聴覚障害者が場内放送を補聴器で聞き取りやすくするため配慮することが望まれます。

音による案内

- 視覚障害者の利用に配慮して、音による案内を設ける場合には、戸の直上に設置することが望まれます。
- その他 66 ページ「情報伝達設備」を参照してください。

ガラス

- 無色透明のガラスは衝突の危険があるため、見やすい高さに横線や模様などで識別できるようにします。

出入口の戸の取手

- 取手は、床から 90cm 程度の位置に設置します。
- 握りやすさ、使いやすさを考慮し、手動式引き戸では棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式（ハンドルを軽く押ししたり引いたりするだけで開閉できるハンドル）のものとしします。

エレベーター

- 40 ページ「エレベーター」を参照してください。

非常時のための設備

- 56 ページ「避難設備」参照してください。

その他

- ◎床は、濡れても滑りにくい材質とし、**段差は設けない**ようにします。
- 屋内競技場の壁や柱の材質は、衝突しても安全なようソフト素材を用いるとよいでしょう。
- 競技場の複数個所に、トイレの位置および便所へ誘導する案内を表示しましょう。

1 1 観客席

チェックポイント

- ① 車いす用観客席が設置されているか
- ② 車いす用観客席までの経路に段差はないか、幅は十分にあるか
- ③ 観客席の通路に手すりが設置されているか
- ④ トイレの案内が表示されているか
- ⑤ 磁気ループの設置や音による案内があるか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

- 一 観客席を設ける場合にあっては、その1以上は、車いす使用者用の席であって次に定める構造のものであること。
 - (1) 1席当たりの幅は85センチメートル以上であり、かつ、奥行きは110センチメートル以上であること。
 - (2) 床は、水平であること。
- 二 観客席を有する居室の出入口から一に定める構造の車いす使用者用の席に至る通路のうち1以上は、次に定める構造であること。
 - (1) 幅は120センチメートル以上であること。
 - (2) 高低差がある場合にあっては、「傾斜路」の項(四)の(1)から(5)までに定める構造の傾斜路が設けられていること。
- 三 車いす使用者用の席の床およびこれに至る通路の表面は、滑りにくい仕上げであること。

【整備のポイント】

- ・障害者、高齢者等が出入口から座席まで安全に円滑に移動できるよう配慮します。
- ・障害のない観客と同様に、座席を選択できる可能性を確保する配慮が必要です。

【整備の手引き】

観客席の通路

- ◎ 観客席の出入口から車いす使用者用客席等までの通路は、滑りにくい仕上げとします。
- ◎ 観客席の出入口から車いす使用者用客席等までの通路に高低差がある場合は、スロープを設置します。28 ページ「敷地内にスロープを設置する場合の基準」を参照してください。
- 観客席の通路である階段には両側に手すりを設置することが望まれます。

観客席

- 車いす使用者用客席1席あたりの寸法は、ゆとりあるスペースを確保するため、以下の通りとすることが望まれます。

幅：90cm 以上
奥行き：120cm 以上

- ◎ 車いす使用者用客席の床は、**平らな面とし傾斜は設けない**ようにします。
- ◎ 車いす使用者用客席の床は、**滑りにくい仕上げ**とします。
- 車いす使用者用客席の周囲には、容易に出入りおよび方向転換ができるスペースを設けることが望まれます。
- 車いす使用者用客席のスペースの中またはできる限り近い位置に、同伴者（介護者、付添人等）用の座席を設けることが望まれます。
- 通路側の座席の肘掛は、障害者、高齢者等が利用しやすいように、跳ね上げ式や水平可動式とすることが望まれます。
- 座席番号、行、列等は、大きく、読みやすい色の文字で表記し、わかりやすい位置に取り付けましょう。

音声・視覚による情報設備

- 磁気ループ（聴覚障害者用集団補聴装置）やFM補聴装置（無線式）、赤外線補聴装置、字幕・文字情報等を表示する装置を設ける等の配慮をすることが望まれます。
- 視覚障害者に情報が伝わりやすいよう、音声情報案内装置等を設置する等の配慮をすることが望まれます。

案内表示

- 車いす使用者用観客席であることをわかりやすく表示することが望まれます。
- トイレの位置を、わかりやすく、複数表示します。（車いす用／一般用区別して表示）
- 62 ページ「案内表示」を参照してください。

1 2 避難設備

チェックポイント

- ① わかりやすい動線計画で、ゆとりあるスペースが確保されているか
- ② 想定される避難経路には段差が設けられていないか
- ③ 非常用警報装置は、視覚障害者、聴覚障害者に対応したものとなっているか
- ④ 階段や廊下等に、非常時に待機できる安全な一時避難場所があるか

【整備のポイント】

- ・災害時の発生時において、非常事態の発生が、障害者や高齢者、特に非常警報装置や放送が分からない利用者にも確実に伝達されるように配慮します。光、文字、音声等による非常放送設備を併設することが有効です。
- ・階数が2階以上の建物では、階段を利用して非難することが難しい利用者を配慮し、一時避難できる場所を設けて安全を確保する等の工夫が求められます。

【整備の手引き】

災害時の誘導

- 煙を避けるために低姿勢となっても非難すべき方向がわかるように、床面や腰の高さに、非常口誘導灯や光走行式誘導装置、蓄光性のある誘導タイルなどを併設することが望まれます。
- 視覚障害者等に配慮し、音声による誘導を行うことが望まれます。
- 聴覚障害者に配慮し、光・ピクト・文字等による誘導を行うことが望まれます。

段の禁止

- ◎車いす使用者の通行の支障になったり、高齢者や妊婦、肢体不自由者等が、つまずいたり転んだりする危険性があるため、想定される避難経路は段のない床の仕上げとします。

一時避難場所

- 車いす使用者等は、階段を利用して非難することが難しいため、安全に救助を待つための、以下のような一時避難場所を設けることが望まれます。

設置場所

- 階段の踊場、階段に隣接したバルコニー等に設置することが考えられます。この場合、設置する場所は、救助を待つために必要な耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有するものとします。

車いす使用者の一時待機スペース

- 車いす使用者が待機するのに十分なスペースを非難動線の妨げとならない位置に設けます。

表示

- 一時避難の待機場所であることを、わかりやすく表示します
- 階段室（階段だけが設けられている空間）等に設ける場合は、出入口に一時避難施設が設置してある旨を表示します。

インターホン

- 一時避難場所には助けを求めたり、状況を伝えたりするためにインターホンを設置します。

非常放送設備等の設置

- 非常放送設備を設置する建築物については、視覚障害者・聴覚障害者に配慮した光、文字、音・音声等による非常放送設備を併設することが望まれます
- 非常放送設備とともに、通報装置も重要です。

1 3 造作・機器

① 手すり

【整備の手引き】

設置場所等

- 手すりは、高齢者、障害者等にとって、安全確保（転倒防止）、立ち上がり補助（身体支持）、移動補助、誘導のために必要な設備であり、他の設備との組み合わせ内容に応じて適切な場所に設けます。

連続性等

- 手すりは起点から終点まで連続して、壁にしっかりと固定します。
- 廊下の手すりは両側に設けます。柱型で突出している部分についても手すりをまわすことが望まれます。

高さ

- 通路、廊下、スロープ、階段等の手すりの高さは以下の通りとします。
(注：手すりの高さは、手すりの中心の高さを示します。)

◇ 1 本の場合	75～85cm 程度
◇ 2 本の場合	上段：75～85cm 程度 下段：60～65cm 程度

形状

- 断面の形状は、円形など握りやすいことを第1の条件とし、外径3～4cm程度とします。
- 端部は、衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りを避けるため、壁側に曲げて納めます。

壁との関係

- 手すりとは壁との間隔は4～5cm程度とし、手すりの支持は下側で行います。
- 手すりの位置がわかりやすいよう、周囲の壁等と識別しやすい色とします。
- 手すりの端部は壁側にしっかりと回して固定することが重要です。

材質

- 肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、メンテナンスの容易なものとしします。
- 階段、スロープ等の手すりは体重をかけた時に滑りにくいものとしします。

点字表示

- 階段の手すりおよび廊下等の手すりの端部、曲り角部分等には、できるだけ現在位置と誘導先等を点字で表示します。
- 階段手すりの点字表示は、現在位置および上下階の情報等を、上端・下端に表示します。

② 段差解消機

既存施設の改修、地形や建築物の構造等によりやむを得ず段が生じる場合にあつて、エレベーターやスロープによる段差の解消が困難な場合には、段差解消機を使用することが有効です。

【整備の手引き】

設置位置

- ◎段差解消機は、大別して、斜行型（斜めにスライドして移動するもの）と鉛直型（垂直に上下へ移動するもの）があります。敷地条件、建築条件に基づいて選択します。
- 主に利用される経路にある階段等に沿って設けることが望まれます。

段差解消機の寸法

- ◎車いす使用者が直線移動で乗降する場合のかごの大きさは、**幅 70cm 以上、奥行き 120cm 以上**とする。
- 車いす使用者がかご内で90度転回して乗降する必要がある場合のかごの大きさは、幅 140cm 以上、奥行き 140cm 以上とすることが望まれます。

乗降場所のスペース確保

- 段差解消機への乗降時には、車いすの方向転換が必要な場合を考慮し、転回可能な乗降スペースを確保することが望まれます。
- 乗降スペースの床は、平らな面とし、幅 150cm 以上、奥行 150cm 以上のスペースを確保することが望まれます。
- ◎乗降スペース周辺には車いす使用者の転落等することがないように、段などを設けないようにします。

運行・運用

- 使用者が単独で安全に操作できるような構造とすることが望まれます。
- 介助者が同乗して操作できる大きさのものがよいでしょう。

③ 受付台

チェックポイント

- ① 受付台は車いす使用者に対応した寸法となっているか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

受付カウンターまたは記載台を設ける場合にあつては、その1以上は、車いす使用者の利用に配慮した高さであつて、その下部に車いす使用者の利用に支障がない空間が設けられているものであること。

受付台を設ける場合は、物品の受け渡し、筆記、対話など、使用する内容を考慮し、障害者、高齢者等が使用しやすい形状や設置位置を配慮します。

【整備の手引き】

カウンター等

- 立位で使用するカウンター等は、身体をしっかり支えられるよう、床および壁に固定し、必要に応じ手すりを設けます。また、車いす使用者用カウンター等を併せて設置するとよいでしょう。

車いす使用者用カウンターの寸法

- ◎高さは以下のとおりとし、車いす使用者用カウンターの下には**膝が入るスペース**を設けます。

- ◇台の下面までの寸法 60～65cm 程度
- ◇台の上面までの寸法 70cm 程度
- ◇カウンター下のスペースの奥行き 45cm 程度

④ 水飲み器・自動販売機等

【整備の手引き】

水飲み器

- 飲み口の高さは、地面や床等から 70～80cm 程度の高さとしします。
- 飲み口の水栓器具の操作は、光電管式（感知して水が出るもの）、ボタン式またはレバー式とし、足踏み式のもの手動式のを併設することが望まれます。
- 車いす使用者の利用しやすいよう、水飲み器の下に膝下が入るスペースを確保するようにします。
- 壁掛け式の場合は、下部にスペースを設けることが望ましい。下部に設けられるスペースは段を設けないようにします。
- 必要に応じて、杖や傘を立て掛けるフック等や腰掛、荷物を置ける台等を設けます。

自動販売機

- 金銭投入口、操作ボタンおよび取り出し口等がそれぞれ高さ 40～110cm 程度の範囲に納まるものを選ぶようにします。

配置場所

- 水飲み器、自動販売機等の周辺には、車いす使用者が接近できる平らなスペース（150cm×150cm 以上）を確保します。

⑤ コンセント・スイッチ類

【整備の手引き】

設置の高さ

- コンセントは 40cm 程度、スイッチ類（特殊なスイッチを除く）は 110cm 程度としします。（いずれも床等の地面から中心の高さです。）

操作等

- スイッチ、ボタン等は、できる限り、大型で操作が容易なボタン形式のものとしします。
- 同一施設内では、同一の用途のスイッチ類は、統一した高さ、設置位置、デザインとするとわかりやすいです。
- ボタンとボタン周囲との区別が付きやすいよう、形や色などに配慮します。

⑥ 案内表示

チェックポイント

- ① 大きな文字や図記号を用いてわかりやすく表示されているか
- ② 分かりやすい位置に掲出しているか
- ③ 点字による表示があるか
- ④ トイレ、エレベーターおよびスロープなどの位置が表示されているか

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

受付等に案内板を設ける場合にあつては、その1以上は、次に定める構造であること。

- (一) 案内板の高さ、文字の大きさその他の表示方法は、障害者、高齢者等がわかりやすいものであること。
- (二) 点字により表示されていること。
- (三) 6の項(一)に定める構造の便所を設ける場合にあつては、当該便所の位置が表示されていること。

【整備のポイント】

- ・案内表示は、どこに何があるのか、どのように行くのか等を利用者に示す重要な設備です。はじめて施設を訪れた人でも案内表示を見つけやすいよう、設置場所や設置の向きに配慮します。
- ・案内表示は、誰もが容易に理解できるよう、表示内容の見やすさ、わかりやすさに配慮しましょう。

【整備の手引き】

案内表示の仕様

- ◎案内板等の表示は、**大きめの文字や、図を用いるなど、分かりやすいデザイン**のものとし、背景色との色および色の明るさの差に配慮します。
- ◎**障害者が利用可能なトイレや車いす使用者用客席の位置等を案内板に表示**します。
- できる限り、文字表示と併記して点字表示を行います。
- 漢字、ひらがな、絵文字記号などを組み合わせて表示すると有効です。
- 弱視者、色覚障害者に対応して、色や表示の仕方に工夫します。65 ページ「視覚障害者誘導用設備等（点字ブロック等）」を参照してください。
- 目的地までの経路が長い場合、距離を併記することが望まれます。

設置位置

- ◎車いす使用者が**近づきやすい位置、見やすい高さ**に設置します。

- 車いす使用者が接近しやすいよう、表示面の方向に 150 cm×150 cm以上の平らな部分を通行に支障のないように設けることが望まれます。
- 逆光や光が反射して目に負担がかかることがないように、案内板等の仕上げや、設置位置、照明に配慮することが望まれます。また、ケースがある場合、光の反射により見えにくくならないよう配慮します。
- 必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設置することが望まれます。
- 案内表示は、建物の主要な出入口まで、全ての人にわかりやすいように配慮します。
- 受付カウンターやエレベーターホール等、多くの人を利用する要所には、わかりやすい案内表示を設置します。
- 誘導用の案内板は、曲り角ごとにわかりやすい位置に設けることが望まれます。

サイン（図記号）

- 案内板等に用いるサイン（図記号）は、JIS 規格等標準化されたものを使用することが望まれます。
- 標準化されたサインの例としては、以下のようなものがあります。

- ◇国際シンボルマーク
- ◇日本工業規格「案内用図記号」（JIS Z 8210:202）
- ◇標準案内用記号ガイドライン
- ◇オストメイトマーク
- ◇コミュニケーション支援用絵記号

- 色は、特別な場合を除き、白地に黒文字とします。
- 書体は、角ゴシック体とすることが望まれます。
- 高さの目安は、以下のとおりです。

- ◇近くから見るサイン
床面～表示面の中心までの距離 135cm 程度
- ◇ある程度離れた位置から見る壁付け型の位置サイン
床面～表示下端までの距離 1400cm～1750cm 程度
床面～表示上端までの距離 2000cm 程度

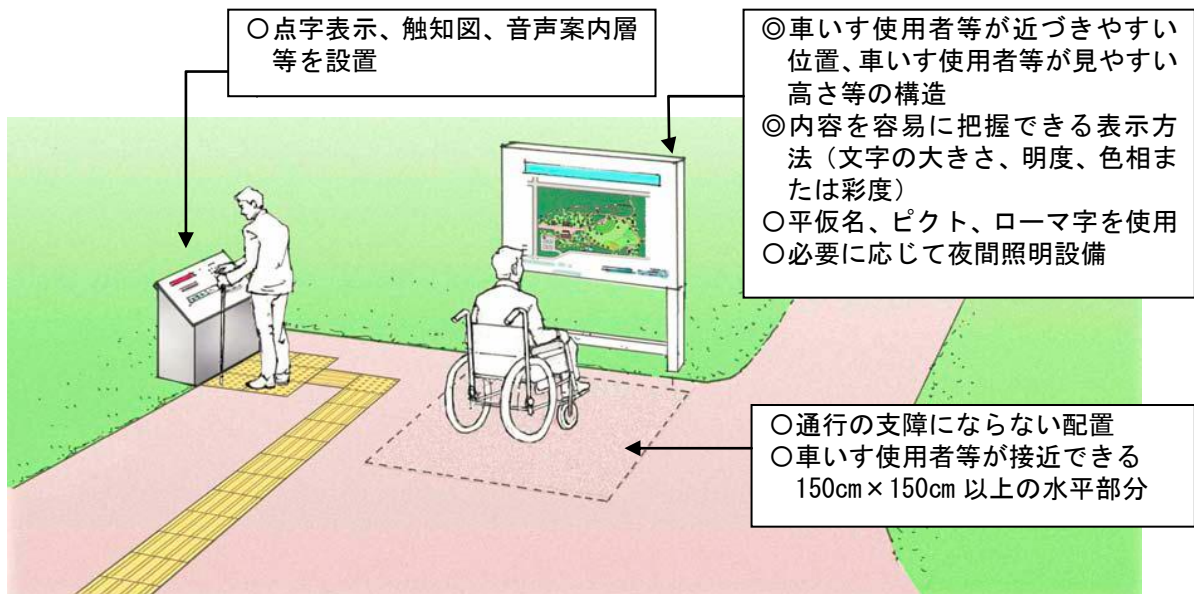
文字の大きさの選択の目安

視距離	和文文字高	英文文字高	望ましい和文字高
30 mの場合	120 mm以上	90 mm以上	140 mm
25 mの場合	100 mm以上	75 mm以上	120 mm
20 mの場合	80 mm以上	60 mm以上	100 mm
15 mの場合	60 mm以上	45 mm以上	80 mm
10 mの場合	40 mm以上	30 mm以上	50 mm
4～5 mの場合	20 mm以上	15 mm以上	25 mm
1～2 mの場合	9 mm以上	7 mm以上	15 mm

※文字高とは、日本字では指定書体の「木」の高さを、アルファベットでは指定書体の「E」の高さをいいます。

和文文字 **木 出口**

英文文字 **E Exit**



⑦ 視覚障害者誘導用設備（点字ブロック等）

【整備の手引き】

視覚障害者誘導用ブロック等の形状・色

- 視覚障害者誘導用ブロック等は、「線状ブロック」と「点状ブロック」があります。
- 「線状ブロック」とは、歩行方向を案内することを目的とした、移動方向を指示するための線上突起のある形状のものをいいます。
- 「点状ブロック」とは、前方の危険の可能性もしくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すための点状突起のある形状のものをいいます。
- JIS では、突起部分の形状、寸法、配列について規定されています。(JIS T 9251)
- 点字ブロック等の色は、黄色を基本とします。弱視者がわかりやすいよう、敷地内の通路の床と視覚障害者用誘導ブロック等は識別しやすいよう配慮します。

視覚障害者誘導用ブロックの区別

- ◎視覚障害者誘導用ブロック等の敷設にあたっては、「点状ブロック」と「線状ブロック」を適切に使い分け利用者を混乱させないように、十分な配慮が求められます。
- ◎誘導の方向と「線状ブロック」の線状突起の方向を平行にして、連続して敷設します。
- 原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置することが望まれます。
- ◎危険の可能性、歩行方向の変更の必要性を予告する部分には「点状ブロック」を使用します。

視覚障害者誘導用ブロックの敷設

- 各整備箇所の敷設方法については、32 ページ「建築物の出入口」、35 ページ「廊下」、40 ページ「エレベーター」を参照してください。
- 日常的に多様な人が利用する施設では、敷地の入口から案内カウンター等の案内場所、エレベーター、階段、トイレなどの利用頻度が高いところまで誘導するように敷設しましょう。
- 視覚障害者誘導用ブロック等の機能・効果が低下しないよう、継続した適切な維持・管理・保守をしましょう。

弱視者の特性と誘導設備

- 弱視は、視野の欠損、視野の低下などさまざまな障害や程度があり、個人差が大きいという特徴があります。

- 弱視者は、点字を読めない場合もあるため、視覚障害者対応として、点字を設置すればよいというわけではありません。
- 案内表示は、接近して読むことができる位置に設置します。
- 弱視者の誘導にあたっては、わかりやすい案内表示、音声案内、従業員等による対応などを組み合わせる必要があります。

色覚障害者の特性と誘導設備

- 色覚障害は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持っていますが、障害によって、見分け難い色の組み合わせが異なります。
- 案内表示など誘導設備をデザインするにあたって、見分け難い色を組み合わせないように留意します。例えば、大多数を占める赤緑色障害者は、赤と緑の組み合わせが見分けにくいとされます。
- 色で識別する案内図などでは、離れたところに設置された凡例の色を直ちに見分けることが難しいので、案内表示には色の名称を併記するとともに文字による案内を併記します。
- 案内表示のデザインやボタンなどの設備を設置する際には、背景色とのコントラストに配慮をする必要があります。

⑧ 情報伝達設備

【整備の手引き】

音による案内

電波方式

- 視覚障害者の持つ送信機と、施設側のアンテナ、主装置、固定スピーカーから構成されます。
- 視覚障害者が小型の送信機をもち、送信機のボタンを押す、あるいは送信機が電波に反応することにより、送信機からアンテナに電波が送信され、主装置を介し、固定スピーカーから音声案内が行われます。

赤外線方式

- 視覚障害者の持つ受信機と、施設側の電子ラベルから構成されます。
- 視覚障害者が小型の受信機をもち、受信機のボタンを押すことにより、電子ラベルから赤外線で送信される情報を受信し、受信機のスピーカーあるいはイヤホンから音声案内が行われます。

磁気方式

- 白杖の先端部に張り付けた磁気テープと、施設側の、通路に埋めこまれた磁気センサー、主装置、固定スピーカーから構成されます。

- 白杖が磁気センサーの上を通過すると、磁気センサーが反応し、主装置を介し、固定スピーカーから音声案内が行われます。

性能・設置位置

- いずれの方式にあっても、音による案内は音声ははっきりと聴き取れ、音声の発生場所が把握できるような音響性能を持つものが望まれます。

点字等による案内板

- 必要に応じ点字等による案内板を設けることが望まれます。
- 点字等による案内板の機能に、音声による案内装置を付加したものは有効です。

画像・光・振動による案内

計画上の配慮

- 設備設計の段階で視覚情報設備の導入を検討する必要があります。
- 聴覚障害者には館内放送やアナウンス、サイレンなどの音声情報が伝達されないため、これらを視覚（文字）・光・振動等の情報に転換して伝えることが望まれます。
- ドアに大型のガラス窓のある出入口戸など、内部・外部の様子が分かる工夫は、安心して建物を利用するために有効です。

文字情報等

- 聴覚障害者の利用に配慮し、利用案内や呼出し窓口には、電光表示板を設けることが望まれます。
- 聴覚障害者とのコミュニケーションの手助けとして、筆談ができる備品の整備等をし、必要なときに従業員等が対応するなどのソフト面の対応も重要です。

光による告知

- 出入口のドアのノックの振動やインターホンの音、電話のベルなど発生する音の情報を、センサーで受信し、照明器具の点滅やフラッシュライトなどで知らせる方法も有効です。

振動による告知

- 音の情報を、センサーで受信し、振動機を作動させる方法も有効です。
- 振動機は携帯するものもあります。

整備の工夫

- 音声情報を視覚・光・振動に転換する方法は、建築物に組み込んだ建築設備によるものと、備品等で対応する方法がある。施設の利用形態により、どの方法を採用するかは、十分な検討が必要です。

みんなにやさしいまちづくり整備の手引きの作成にあたり お世話になった皆様

【当事者団体】

(福)福井県視覚障害者福祉協会
福井県車椅子の会
福井県聴力障害者福祉協会
(財)福井県老人クラブ連合会
(NPO)福井県手をつなぐ育成会

【事業者・関係団体等】

福井県バス協会
西日本旅客鉄道(株)金沢支社
福井県商店街振興組合連合会

【学識経験者】

福井県立大学

【事務局】

福井市障害福祉課
福井県総合政策部交通まちづくり課
福井県土木部道路保全課
福井県教育庁スポーツ保健課
福井県健康福祉部障害福祉課

<参考文献>

- ・福井県福祉のまちづくり条例「施設整備マニュアル」／福井県
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン／平成 20 年 1 月／国土交通省
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】／平成 24 年 3 月／国土交通省
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化に配慮した建築設計基準／平成 19 年／国土交通省
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン／平成 19 年 7 月／国土交通省
- ・バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック／平成 20 年 10 月／国土交通省
- ・わかりやすい！！バリアフリーの手引き／平成 16 年度／東京都都市整備局
- ・点字の表示原則および点字表示方法 JIS T 0921:2006
- ・視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法およびその配列 JIS T 9251:2001
- ・公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置および器具の配置 JIS S 0026:2007
- ・JEAS-C506A 車いす兼用エレベーターに関する標準
- ・JEAS-515D 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準